

## 海岸・河口域自然生態調査業務委託仕様書

明石市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に締結する、海岸・河口域自然生態調査業務委託契約に係る必要事項について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 委託目的

明石市海岸、河口域における様々な環境に生息する生物相を調査し出現状況を把握するとともに、生物多様性戦略について検討するための基礎資料とすることを目的とする。

#### 2 資格、経歴等

調査担当者が有する資格及び野生生物の生息調査に関する経歴を記載した書類を提出すること。

#### 3 委託期間

契約締結の日から2020年（令和2年）2月28日までとする。

#### 4 委託調査場所

明石川河口から二見海岸における以下の抽出地点

- ・ 人工護岸
- ・ 砂浜域
- ・ 河口域

以上3地点（別図範囲のとおり）

#### 5 委託内容

##### 生物調査

- ・ 以下の生物群について、確認できた全種のリストを作成する。目視での確認が困難な種にあっては、たも網等による捕獲によって同定を行う。その場での同定が困難なものであっても画像撮影によって同定ができるように努めること。採取した生物は、原則その場でリリースすることとし、同定を行うための標本採集及びその持ち帰りは最小限にとどめること。

##### 作成したリストのデータ整理

- ・ 環境総務課の保管する「H30 自然環境調査等データベース」（Microsoft Access Database）へ追加登録を行う。

## 6 生物調査項目及び調査方法

- ・昆虫類：目視・捕獲調査、
- ・鳥類：目視調査
- ・植物：植物相調査（新種の外来種などがあれば、標本採集する）
- ・哺乳類：目視及びフィールドサイン調査、
- ・魚類・底生動物：潮位を確認した上でのたも網等による捕獲調査
- ・甲殻類：目視での種の同定が難しい（動きの俊敏なものが含まれる等）ため、たも網等による捕獲調査
- ・貝類調査：岩場や海岸構造物等に付着している巻貝類、及び二枚貝等の目視調査
- ・打ち上げ貝類調査：主として砂浜海岸に打ち上がっている二枚貝類等の目視調査

## 7 打合せ協議

乙は、調査に入る前及び報告書作成時に甲の担当者と十分な打合せを行い、調査方法、報告書内容、報告書の仕様などを協議し決定すること。

## 8 成果品

納品する成果品は、以下の2点の形式とする。

- ① 報告書（製本）2部
- ② 報告書電子ファイル式
- ③ 「H30 自然環境調査等データベース」追加電子ファイル式

## 9 完了検査

乙は、報告書の作成が終了した場合は速やかに報告書を提出し、完了検査を受けなければならない。

## 10 乙の費用負担等

- ①業務に必要な消耗品等は、すべて乙の負担とする。
- ②作業により生じた事故および地元住民の苦情等は、すべて乙の責任と負担において処理するものとする。
- ③作業の実施にあたり、関係官公庁への行政手続き及び関係漁協等への連絡が必要な場合は、すべて乙の責任と負担において行うものとする。

## 11 環境負荷の低減

明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減に努めるものとする。

## 12 調査事項の保守

乙は、甲の許可なくこの業務によって知り得た知識をほかに漏洩してはならない。

## 13 従事者等

配置する予定の業務責任者が有していない以下の①から③までに掲げる資格を有する者を本業務の担当技術者として配置すること。ただし、専任性は求めない。

- ① 生物分類技能検定 2 級以上（植物部門）
- ② 生物分類技能検定 2 級以上（水圏生物部門）
- ③ 生物分類技能検定 2 級以上（動物部門）

## 14 その他

本仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙協議の上、定めるものとする。